

決算委員会

委員一覧（30名）

委員長	小川	敏夫（民主）	金子	恵美（民主）	塚田	一郎（自民）
理事	神本	美恵子（民主）	川崎	稔（民主）	西島	英利（自民）
理事	藤本	祐司（民主）	行田	邦子（民主）	野村	哲郎（自民）
理事	柳澤	光美（民主）	武内	則男（民主）	牧野	たかお（自民）
理事	浅野	勝人（自民）	外山	斎（民主）	松村	祥史（自民）
理事	中村	博彦（自民）	舟山	康江（民主）	丸山	和也（自民）
理事	荒木	清寛（公明）	牧山	ひろえ（民主）	遠山	清彦（公明）
	大久保	勉（民主）	愛知	治郎（自民）	浜田	昌良（公明）
	加藤	敏幸（民主）	石井	みどり（自民）	仁比	聡平（共産）
	風間	直樹（民主）	衛藤	晟一（自民）	又市	征治（社民）

（20.1.23 現在）

（1）審議概観

第169回国会において本委員会に付託された案件は、第168回国会からの継続審査となる平成十八年度決算外2件に加え、平成十八年度予備費関係5件である。

審査の結果、平成十八年度決算外2件のうち、決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書はいずれも是認すべきものでないとし、国有財産無償貸付状況総計算書は是認すべきものとした。また、平成十八年度予備費関係5件のうち、一般会計予備費（その1）及び特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額（その1）はいずれも承諾を与えるべきものでないとし、その外3件はいずれも承諾を与えるべきものとした。

〔決算の審査〕

平成十八年度決算外2件は、第168回国会の平成19年11月20日に提出され、11月26日、本会議において平成十八年度決算の概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、委員会において、同日に額賀財務大臣から概要説明を聴取し、12月10日に全般質疑を行った後、審査を継続していた。

今国会においては、省庁別審査計7回、額賀財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑等を経て、平成20年6月9日、福田内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくり総括質疑を行い、翌10日に討論及び採決を行った。

なお、省庁別審査に先立ち、平成十七年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置について、1月18日に福田内閣総理大臣から議長に対し文書により報告がなされたことを受け、委員会において、平成17年度決算審査措置要求決議について政府及び最高裁判所の講じた措置と併せて、1月23日に額賀財務大臣等から説明を聴取し、4月9日に集中的な質疑を行っている。

平成十七年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	政府の講じた措置
<p>(1)国民との双方向の重要な対話の場として政府が行うタウンミーティングにおいて、コスト意識を欠いた不適切な運営が行われていたことに加え、内閣の重要課題について広く国民から意見を聞くという趣旨を逸脱し、事前に発言の依頼が行われていたことは、看過できない。</p> <p>政府は、新たな方式による出直しに当たり、国民との直接対話の意義及び広く民意を政策形成に反映させることの重要性を認識し、関係者全員に対してコスト意識を徹底させるとともに、テーマや発言者の選定、契約、会計経理などについて、透明かつ公正適切な運営への改善を図り、効果的な国民との直接対話の場の実現に尽力すべきである。</p>	<p>(1)タウンミーティングについては、コスト意識を欠いた不適切な運営や事前に発言の依頼が行われていたことなどに関する指摘を踏まえ、国民との直接対話のあり方について徹底した見直しを行い、簡素に開催すること、参加募集は公正、透明に行うこと、テーマは国民からの意見募集を経て決定すること、出された意見を適切にフィードバックすること、契約に当たっては競争入札を行うことを基本とすることなどを内容とする「国民との直接対話の推進に係る基本方針」を平成19年5月18日に決定した。この基本方針に基づき、内閣官房副長官を議長とし、全府省の副大臣等をメンバーとする推進会議を開催し、テーマの決定、開催後のフォローアップ等を行っている。</p> <p>上記基本方針に基づき、また、推進会議の決定等を受けて、 「大臣と語る 希望と安心の国づくり」 との名称で国民対話を開催している。</p> <p>平成19年7月以降、12月末までに「地球環境問題」、「少子化対策について」、「信頼される学校づくりについて」及び「美しい森林(もり)づくり」をテーマに計4回の国民対話を実施しているところである。</p>
<p>(2)全国の47都道府県労働局すべてにおいて、物品の購入に当たり、納入されていない物品を納入されたこととして虚偽の内容の書類が作成されていたほか、多くの労働局において、庁費、謝金、旅費、超過勤務手当等の不正支出が組織的かつ恒常的に行われ、加えて国庫金の領得などの事態が引き起こされ、用途についても不明な部分があったことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、この大規模な不正行為を厚生労働省の特定監査で確認できなかったこと</p>	<p>(2)厚生労働省都道府県労働局における不正経理等については、会計検査院の指摘を受け、国家公務員倫理審査会に諮った上で、平成19年11月までに、関係者の厳正な処分を行うとともに、その結果を公表したところである。</p> <p>厚生労働省において、都道府県労働局における不正経理を根絶するため、これまで、公務員倫理の徹底及び綱紀保持、会計法令に基づく適正な経理事務の徹底並びに会計監査の充実等とともに、都道府県労働局の会計経理に係る本省の指導体制を強化し、更に、外部専門家の参画による法令遵守体制の整備及び各労働</p>

と、並びに発見された不正経理の範囲が年々拡大し、3年続けて警告等を受ける事態を引き起こしたことの責任を重く受け止め、都道府県労働局に対する監査体制の一層の充実を図るとともに、他機関においてもこのような事態が二度と起こることのないよう、会計経理の適正化、倫理の徹底及び綱紀の肅正に万全を期し、不正経理の根絶を図るべきである。

局における内部監査の一層の強化を図り、二度と不正経理を生じさせないよう再発防止を強化・徹底し、労働行政の信頼回復に取り組んでいるところである。

政府としては、他機関においてもこのような事態が二度と起こることがないよう、今後とも、会計経理の適正化、倫理の徹底及び綱紀の保持に万全を期す所存である。

(3) 社会保険庁において、国民年金、厚生年金の支給漏れにより年金給付額を訂正した件数が平成13年度からの6年間で約22万件に達していることに加え、該当者不明の年金保険料納付記録の件数が約5,000万件に達しているなどのずさんな記録管理が明らかになり、公的年金に対する国民の信頼を大きく失墜させたことは、極めて遺憾である。

政府は、年金給付額の誤りを防止するため、年金受給開始手続時における厳格なチェック体制の構築に努めるとともに、該当者不明の保険料納付記録の早急かつ徹底的な調査、これまでの支給漏れ実態の把握、救済策の検討等に真摯に取り組み、公的年金に対する国民の信頼回復に万全を期すべきである。

(3) 年金記録問題については、平成19年7月5日に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会において「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」を取りまとめ、これに基づいた種々の対策に取り組んでいるところである。

具体的には、平成20年3月までをめぐり、基礎年金番号に未統合の5,000万件の記録と1億人の方々についての記録をコンピュータ上で名寄せを行い、その結果、記録が結び付く可能性のある方々へ加入履歴等のお知らせを行うこととしている。

また、コンピュータによる名寄せでは特定できない記録については、具体的内容ごとに仕分をし、その内容に応じた調査・照会等の対策を講じることにより、記録の統合を進めることとしており、これらは平成20年4月以降も引き続いて行うこととしている。

さらに、平成20年4月から10月までをめぐり、すべての年金受給者と現役加入者の方に加入履歴等のお知らせを行うこととしている。

また、コンピュータの記録と台帳等との計画的な突合せを進めるとともに、社会保険庁等に記録がなく、ご本人も領収書等がない事例について、年金記録確認第三者委員会による公正な判断に基づき記録訂正を行っているところである。

なお、年金の裁定請求時の処理については、引き続き厳正に行うとともに、国民が年金記録を確認できるよう、裁定請求書の事前送付、58歳通知の送付等による年金記録に関する情

	<p>報提供を実施することにより、年金記録の確認体制の充実を図っているところである。</p> <p>これらの措置を講じることによって、公的年金に対する国民の信頼回復に最善を尽くす所存である。</p>
<p>(4)国土交通省発注の水門設備工事の入札に関して、談合撲滅の先頭に立つべき同省が中央省庁として初めて官製談合防止法に基づく改善措置要求を受け、さらに、緑資源機構発注の林道整備調査の入札に関して、同機構及び農林水産省所管公益法人の役員等が独占禁止法違反容疑で逮捕されるという官製談合事件が相次いで発生したことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、官製談合の排除等に関する度重なる本院の警告にもかかわらず、このような事態に至ったことを真摯に受け止め、これら事案の徹底説明は当然のこと、談合情報を得たときは談合の存否の確認に努めるとともに、公共工事に係る入札契約方式の改善、天下りの自粛、職員の意識改革などの方策を講じ、官製談合の根絶に尽力すべきである。</p>	<p>(4)国土交通省発注の水門設備工事を巡る談合事件を受けて、外部の有識者が参画した委員会で事実関係の徹底した説明を行うとともに、一般競争入札の拡大等の入札契約制度改革、職員のコンプライアンスの徹底、再就職の見直しなどを柱とする再発防止対策をとりまとめ、その着実な推進を図っているところである。</p> <p>また、緑資源機構発注の林道整備調査を巡る談合事件を受けて、平成19年5月に「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」を設置し、同年7月26日に中間とりまとめが行われ、これも踏まえ、緑資源機構の廃止及び緑資源幹線林道事業の地方公共団体への移管とともに、一般競争入札への切替、入札監視機能の強化、職員のコンプライアンスの徹底、情報公開の推進、受注法人への再就職の自粛等入札談合防止に万全を期することとしているところである。</p> <p>なお、談合情報を得た場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、事情聴取等を通じて談合の存否の確認に努めるとともに、独占禁止法違反行為があると疑うに足りる事実があると認めるときは、公正取引委員会への通知など遺漏なきを期しているところである。</p> <p>今後とも、これらの方策を講じることにより、官製談合の根絶に尽力していく所存である。</p>
<p>(5)電力各社の原子力発電所における総点検の結果、北陸電力株式会社志賀原子力発電所1号機の臨界事故隠ぺいなど、悪質な法令違反11事案を含む多数のトラブル隠しやデータ改ざん等の実態が明らかになったことは、遺憾である。</p> <p>政府は、安全の確保よりも原子力発電所の稼働を優先させてきた電力業界の体</p>	<p>(5)各電力会社のトラブル隠し等の問題を受け、平成19年5月7日に「発電設備の総点検に係る今後の対応30項目の具体化のための行動計画」を公表し、これに基づいて対策を講じているところである。</p> <p>不正を許さない仕組みの構築については、総点検において、法令に抵触し安全に影響があった事案が見出された電力事業者に対し、重大</p>

質を根本的に改めさせ、電力各社に対して、不正を許さない仕組みの構築、事故やトラブルに関する情報の業界内での共有等を徹底させるとともに、現在の検査制度の実効性をより高め、この種事案の再発防止と安全確保に万全を期し、原子力発電に対する国民の信頼確保に一層尽力すべきである。

事故が経営責任者に直ちに報告される体制を構築すること等を内容とする保安規定の見直しを平成19年5月7日付けで命令し、同年9月7日までにすべての認可を完了したところである。

また、事故やトラブルに関する情報の業界内での共有等の徹底については、保安に関する技術情報の入手・共有を保安のために講ずべき措置として位置づけるため、平成19年8月9日付けで実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則を改正し、同年12月14日から施行している。

さらに、検査制度の実効性をより高めるため、原子炉の起動・停止に対する保安検査の実施について、平成19年8月9日付けで実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則を改正し、同年9月30日から施行している。

今後とも、安全・安心な体制を築いていくため、再発防止と安全確保に万全を期してまいり所存である。

(6)基地周辺対策の実施に当たり、一部の防衛施設局において、職員の不適切な業務処理に基づく申請により操業実態のない漁業者に対する損失の補償が行われ、公金が不適正に支出されていたことは、遺憾である。また、一部の防衛施設局において、防衛施設庁本庁の通達では対象とならない住宅に対して独自の処理方針に基づき防音工事の助成が行われるなど、公金の適正支出に疑念を抱かせる事案が明らかになったことは、看過できない。

政府は、この種事案の有無等について早急に調査し、不適正に支出された公金の返還を求めるなど適切な対応を行うとともに、再発防止のため、防衛施設局における審査体制等について所要の見直しを行うべきである。

(6)職員の不適切な業務処理に基づく申請により操業実態のない漁業者に対する損失の補償が行われた事案、また、防衛施設庁本庁の通達では対象とならない住宅に対して独自の処理方針に基づき防音工事の助成が行われるなどした事案については、調査委員会を設置するなどして全国的な調査を行っており、その調査結果等を踏まえ、操業実態のない漁業者に対しては不適正に支出された公金の返還を求めるなど、適切に対応する所存である。

また、再発防止については、「業務の適正な遂行の徹底について」を通達する等の対応を行い、予算の適正な執行に努めているところであり、より一層の適正性を確保するため、審査体制の強化を図るなどの対策を進めているところである。今後とも、このような事態が生じることのないよう十分指導してまいり所存である。

平成十八年度決算審査における質疑の主な項目は、道路関係業務における不適切な支出、随意契約見直しの趣旨に反する制限的な応募要件等、防衛装備品調達における水増し請求、各特別会計に滞留する多額の剰余金・積立金、公益法人の内部留保の見直し、委託費の不適切な執行などである。

質疑終局の後、討論に入るに先立ち、委員長から、平成十八年度決算は本件決算を是認するか否かの議決のみを行うこととなった旨の報告があった。従来、決算の議決は、第一に本件決算の是認、第二に内閣に対する警告から構成されており、今回変更された経緯について、委員長は、「平成十八年度決算に関する議決案の取扱いにつきましては、理事会において協議がなされましたが、決算が是認されない以上、警告として個別の指摘を行う必要はないとする意見と、決算が是認されない場合においても警告という形で具体的な問題を指摘すべきであるという意見が示され、結果として意見の一致を見るに至りませんでした。なお、決算の議決の在り方に関しては、引き続き協議、検討して参りたいと考えております」と述べている。

また、委員会においては、決算審査を踏まえて内閣等に対し措置要求決議を行っていたが、この決議についても内閣に対する警告と同様に、その取扱いについて各会派の意見の一致が見られなかったため、決議を行うに至らなかった。

討論では、民主党・新緑風会・国民新・日本より、平成十八年度決算外2件はいずれも是認することに反対する旨の意見が述べられた。次いで、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して公明党より、平成十八年度決算外2件はいずれも是認することに賛成する

旨の意見が述べられた。次いで、日本共産党及び社会民主党・護憲連合より、平成十八年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書はいずれも是認することに反対し、国有財産無償貸付状況総計算書は是認することに賛成する旨の意見がそれぞれ述べられた。

討論を終局し、採決の結果、平成十八年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書はいずれも賛成少数により是認すべきものでないと決定した。

次に、平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

また、委員会において、平成十八年度決算外2件の審査を受けて、平成20年6月9日、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対し会計検査を要請した。要請した検査項目は、各府省所管の公益法人の財務等の状況について、年金記録問題について、国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算執行について、防衛装備品の一般輸入による調達についてである。なお、第168回国会の1月15日にも、文部科学省ほか4省における政府開発援助(技術協力)の実施状況及びその効果について会計検査を要請している。

〔予備費の審査〕

平成十八年度予備費関係5件のうち、一般会計予備費(その1)外2件は第166回国会の平成19年3月20日に、一般会計予備費(その2)外1件は同年5月22日に提出され、いずれも衆議院において審査が継続されていた。

今国会において、平成十八年度予備費関係5件は、平成20年5月23日に衆議院から送付され、同日、本委員会に付託された。

委員会において、5月26日、これら5件を一括して議題とし、額賀財務大臣から説明を聴取した後、平成十八年度決算外2件と一括して質疑を行った。

同日、質疑を終局して討論に入ったところ、日本共産党より、平成十八年度予備費関係5件のうち、一般会計予備費(その1)及び特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額(その1)は承諾を与えることに反対し、その外3件は承諾を与えることに賛成する旨の意見が述べられた。

討論を終わり、採決の結果、平成十八年度予備費関係5件のうち、一般会計予備費(その1)及び特別会計予算総則第十二条に基

づく経費増額(その1)はいずれも賛成少数により承諾を与えるべきものでないと議決し、その外3件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

なお、本会議においては、平成十八年度予備費関係5件はいずれも賛成少数により承諾を与えないと決定している。

〔国政調査等〕

1月23日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について大塚会計検査院長から説明を聴取した。

(2) 委員会経過

平成20年1月23日(水)(第1回)

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 平成十八年度決算外2件に関し、平成十七年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置について額賀財務大臣から説明を聴き、平成17年度決算審査措置要求決議について政府及び最高裁判所の講じた措置について額賀財務大臣及び大谷最高裁判所事務総長から説明を聴いた。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について大塚会計検査院長から説明を聴いた。

平成20年4月9日(水)(第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 平成十八年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を定めることを決定した。
- 平成十八年度決算外2件に関し、平成十七年度決算に関する本院の議決について政府の講

じた措置並びに平成17年度決算審査措置要求決議について政府及び最高裁判所の講じた措置について町村内閣官房長官、舛添厚生労働大臣、冬柴国土交通大臣、額賀財務大臣、若林農林水産大臣、渡辺内閣府特命担当大臣、鳩山法務大臣、渡海文部科学大臣、増田総務大臣、甘利経済産業大臣、山本内閣府副大臣、遠藤財務副大臣、中野経済産業副大臣、伏屋会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局、最高裁判所当局及び参考人独立行政法人都市再生機構理事尾見博武君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

神本美恵子君(民主)、風間直樹君(民主)、川崎稔君(民主)、大久保勉君(民主)、松村祥史君(自民)、丸山和也君(自民)、牧野たかお君(自民)、浜田昌良君(公明)、仁比聡平君(共産)、又市征治君(社民)
平成20年4月18日(金)(第3回)

省庁別審査

- 平成十八年度決算外2件中、外務省及び防衛省関係について高村外務大臣、石破防衛大臣、遠藤財務副大臣、小池外務大臣政務官、政府

参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人国際協力機構理事黒木雅文君及び同機構理事金子節志君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

柳澤光美君（民主）、舟山康江君（民主）、大久保勉君（民主）、丸山和也君（自民）、荒木清寛君（公明）、仁比聡平君（共産）、山内徳信君（社民）

平成20年4月21日（月）（第4回）

省庁別審査

- 平成十八年度決算外2件中、国土交通省及び住宅金融公庫関係について冬柴国土交通大臣、山本内閣府副大臣、平井国土交通副大臣、遠藤財務副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政法人都市再生機構理事長小野邦久君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

行田邦子君（民主）、川崎稔君（民主）、牧山ひろえ君（民主）、西島英利君（自民）、塚田一郎君（自民）、浜田昌良君（公明）、大門実紀史君（共産）、又市征治君（社民）

平成20年4月28日（月）（第5回）

省庁別審査

- 平成十八年度決算外2件中、厚生労働省関係について舩添厚生労働大臣、遠藤財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

梅村聡君（民主）、外山斎君（民主）、行田邦子君（民主）、中村博彦君（自民）、石井みどり君（自民）、遠山清彦君（公明）、仁比聡平君（共産）、福島みずほ君（社民）

平成20年5月12日（月）（第6回）

省庁別審査

- 平成十八年度決算外2件中、農林水産省、経済産業省、環境省、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫関係について若林農林水産大臣、甘利経済産業大臣、鴨下環境大臣、岸厚生労働副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本中央競馬会理事長土川健之君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

舟山康江君（民主）、金子恵美君（民主）、風間直樹君（民主）、牧山ひろえ君（民主）

野村哲郎君（自民）、松村祥史君（自民）、浜田昌良君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

平成20年5月16日（金）（第7回）

省庁別審査

- 平成十八年度決算外2件中、国会、会計検査院、財務省、金融庁、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行関係について渡辺内閣府特命担当大臣、額賀財務大臣、遠藤財務副大臣、平井国土交通副大臣、山本内閣府副大臣、小幡参議院事務総長、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本政策投資銀行総裁室伏稔君、同銀行理事多賀啓二君、日本銀行企画局長雨宮正佳君、同銀行文書局長谷村龍太郎君及び国民生活金融公庫総裁薄井信明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加藤敏幸君（民主）、川崎稔君（民主）、風間直樹君（民主）、塚田一郎君（自民）、牧野たかお君（自民）、西島英利君（自民）、荒木清寛君（公明）、仁比聡平君（共産）、又市征治君（社民）

平成20年5月19日（月）（第8回）

省庁別審査

- 平成十八年度決算外2件中、法務省、文部科学省、警察庁及び裁判所関係について渡海文部科学大臣、鳩山法務大臣、泉国家公安委員会委員長、森山財務副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

神本美恵子君（民主）、金子恵美君（民主）、前川清成君（民主）、中村博彦君（自民）、丸山和也君（自民）、荒木清寛君（公明）、山下芳生君（共産）、近藤正道君（社民）

平成20年5月21日（水）（第9回）

省庁別審査

- 平成十八年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、総務省、公営企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫関係について町村内閣官房長官、岸田国務大臣、増田国務大臣、上川内閣府特命担当大臣、岩城内閣官房副長官、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役

兼代表執行役社長西川善文君及び同株式会社
常務執行役伊東敏朗君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤本祐司君（民主）、外山斎君（民主）、梅
村聡君（民主）、牧野たかお君（自民）、石
井みどり君（自民）、浅野勝人君（自民）、
谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）、近
藤正道君（社民）

平成20年5月26日（月）（第10回）

准総括質疑

- 平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び
各省各庁所管使用調書（その1）（第166回国
会提出）（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び
各省各庁所管使用調書（その1）（第166回国
会提出）（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基
づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増
額調書（その1）（第166回国会提出）（衆議院
送付）

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び
各省各庁所管使用調書（その2）（第166回国
会提出）（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び
各省各庁所管使用調書（その2）（第166回国
会提出）（衆議院送付）

以上5件について額賀財務大臣から説明を聴
いた。

- 平成十八年度決算外2件及び予備費関係5件
について額賀財務大臣、石破防衛大臣、甘利
経済産業大臣、舛添厚生労働大臣、冬柴国土
交通大臣、増田総務大臣、渡辺国務大臣、若
林農林水産大臣、渡海文部科学大臣、高村外
務大臣、町村内閣官房長官、岸田国務大臣、
岩城内閣官房副長官、木村外務副大臣、政府
参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政
法人国民生活センター理事田口義明君に対し
質疑を行い、

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び
各省各庁所管使用調書（その1）（第166回国
会提出）（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び
各省各庁所管使用調書（その1）（第166回国

会提出）（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基
づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増
額調書（その1）（第166回国会提出）（衆議院
送付）

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び
各省各庁所管使用調書（その2）（第166回国
会提出）（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び
各省各庁所管使用調書（その2）（第166回国
会提出）（衆議院送付）

以上5件について討論の後、

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び
各省各庁所管使用調書（その1）（第166回国
会提出）（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基
づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増
額調書（その1）（第166回国会提出）（衆議院
送付）

以上両件をいずれも承諾を与えるべきもので
ないと議決し、

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び
各省各庁所管使用調書（その1）（第166回国
会提出）（衆議院送付）

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び
各省各庁所管使用調書（その2）（第166回国
会提出）（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び
各省各庁所管使用調書（その2）（第166回国
会提出）（衆議院送付）

以上3件をいずれも承諾を与えるべきものと
議決した。

〔質疑者〕

風間直樹君（民主）、行田邦子君（民主）、
大久保勉君（民主）、谷岡郁子君（民主）、
愛知治郎君（自民）、松村祥史君（自民）、
山下栄一君（公明）、大門実紀史君（共産）、
又市征治君（社民）

（平成十八年度一般会計予備費使用総調書及
び各省各庁所管使用調書（その1））

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

（平成十八年度特別会計予備費使用総調書及

び各省各庁所管使用調書（その１））

賛成会派 自民、公明、共産、社民

反対会派 民主

（平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１））

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

（平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２））

賛成会派 自民、公明、共産、社民

反対会派 民主

（平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２））

賛成会派 自民、公明、共産、社民

反対会派 民主

平成20年6月9日（月）（第11回）

締めくくり総括質疑

- 平成十八年度決算外2件について福田内閣総理大臣、額賀財務大臣、冬柴国土交通大臣、石破防衛大臣、舛添厚生労働大臣、岸田国務大臣、若林農林水産大臣、増田総務大臣、鴨下環境大臣、伏屋会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

小川敏夫君（委員長質疑）、柳澤光美君（民主）、川崎稔君（民主）、浅野勝人君（自民）、野村哲郎君（自民）、弘友和夫君（公明）、紙智子君（共産）、又市征治君（社民）

関連質疑

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。

平成20年6月10日（火）（第12回）

- 平成十八年度決算外2件について討論の後、平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書

平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

以上両件をいずれも是認すべきものでないと議決し、

平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書を是認すべきものと議決した。

（平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

（平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

（平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書）

賛成会派 自民、公明、共産、社民

反対会派 民主

平成20年6月20日（金）（第13回）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

